

令和5（2023）年度 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻  
専門職学位課程（法科大学院）入学試験（既修者） 筆記試験出題趣旨

試験実施日：2022年11月12日（土）

法律科目問題1（民事系）

〔大問1〕本問は代理人の本人に対する忠実義務が代理権の制限をどのようにもたらすかについての理解を、民法107条および108条2項の適用を通じて問う問題である。

〔大問2．小問1〕本問は、本問事案に即して、利益相反取引のうち間接取引にかかる取締役の会社法423条に基づく損害賠償責任が認められるかを検討すること、および、会社の取締役に対する求償権が会社法847条の株主代表訴訟の対象になるのかを検討することを通じて、取締役の義務と責任に関する理解を問うものである。

〔大問2．小問2〕本問は、当事者の確定（死者を当事者とする訴訟の取扱い）に関する理解を問うものである。

法律科目問題2（刑事系）

第1問は、(1) 緊急逮捕後の勾留請求が却下された理由、及び、(2) 勾留請求が却下された後、同じ被疑事実で再逮捕することの可否を検討させることにより、起訴前の身体拘束制度の基本的理解と事案への適用能力を問うものである。(1) では、まず、緊急逮捕後「直ちに」逮捕状を求める手続をしなければならない趣旨を明らかにしたうえで、本件では「直ちに」要件を満たしておらず、緊急逮捕手続が違法であることを示す必要がある。そのうえで、逮捕の違法が勾留の可否に影響する根拠を踏まえた上で、勾留の可否の判断基準を示し、本件における緊急逮捕の違法の程度がその基準を満たすかについて検討することが求められる。(2) では、違法逮捕後の再逮捕の可否及び判断基準について、(1) で検討した違法逮捕後の勾留の可否の判断基準と対比しながら論じる必要があるが、その際は、勾留請求の却下により将来の違法逮捕を抑止する要請が既に一定程度満たされていることも踏まえて検討することが求められる。そして、違法逮捕後の再逮捕が許されうると考える場合には、本件の事案に即して、再逮捕が認められるかを論じる必要がある。

第2問は、急迫不正の侵害に対して行った防衛行為を、侵害の終了後にも継続したのではないかが問題となる事例を題材に、正当防衛および過剰防衛の基本的理解と事案への適応能力を問うものである。ここでは、まず、前提として、傷害罪の構成要件該当性を確認しなければならない。そのうえで、正当防衛の成否を検討することになるが、そこでは特に、量的過剰の概念に対する正しい理解を踏まえる必要がある。さらに、正当防衛が否定されると考える場合には、刑の減免事由としての過剰防衛の成否を検討することが求められる。その際には、刑の減免の根拠を踏まえた上で、本問でそれが充足されることから過剰防衛となるのか、それとも、それが認められないことから減免事由としての過剰防衛が否定されるのかを、適切に判断する

必要がある。なお、上に挙げた各検討段階においては、判断の対象となる行為を特定する必要があり、一般的でない特定方法に依る場合には、その理由を明示することが求められる。また、傷害罪に中止減免の余地はないといった基礎的事項を理解しておくことも、当然の前提である。

### 法律科目問題3（公法系）

「宮本から君へ」事件（東京高判令和4・3・3）を素材にしつつ、映画への助成内定が公益的理由により取り消されて不交付が決定されたことを行政訴訟においてどのように争う場合の、憲法上の問題（問2）及び行政法上の問題（訴訟類型・要件といった手続上の問題（問1）、裁量統制・行政手続といった違法性の問題（問3））について、事案に即し、また資料を読み解きながら、適切に論じることができるかどうかを問うた。

問1では、本件内定取消の取消訴訟対象性、及び同訴訟が交付決定を求める訴訟とどのような関係に立つのかについて検討することを求めた。

問2では、本件内定取消が表現の自由との関係でどのような具体的な問題があるかを適切に論じた上で、その問題を分析・判断する枠組を設定し、本件事案に即して実質的に検討することを求めた。

問3では、本件内定取消の裁量性の根拠と範囲、その司法審査のあり方と本件への適用、及び本件内定取消の手続的瑕疵の有無について検討することを求めた。